

通 勤 届 (兼 変 更 届)

令和 年 月 日 提出

氏名					住所		
届出理由	A 新規 B 住所変更 C 経路変更 D 方法変更 E 運賃変更						
(変更の場合)	令和 年 月 日より変更 (理由:)						
通勤方法	A. 電車やバスを利用 B. 自動車やバイク C. 自転車 D. 歩き						施設確認者
具体的な通勤方法	利用区間	課税通勤費	非課税通勤費	距離(片道)	印		
自動車	住居 ~ サンリッチ伊東	円	円	km	km		
	~	円	円	km	km		
	~	円	円	km	km		
パート	住居 ~ サンリッチ伊東	km数に応じて一日あたり730円を限度に支給	左記の内 円まで	Km	m		K
自動車通勤の場合には必要事項を右記に記載してください。		車種名 (メカ含む)		ナンバープレート (自動車登録番号)			

通 勤 手 当 支 給 額 確 認 表

区分	支給額	本人確認欄
① 自転車や自動車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道45km以上55km未満である場合	28,000円を限度に支給 非課税28,000円、課税0円
	通勤距離が片道35km以上45km未満である場合	28,000円を限度に支給 非課税24,400円、課税3,600円
	通勤距離が片道25km以上35km未満である場合、	28,000円を限度に支給 非課税18,700円、課税9,300円
	通勤距離が片道15km以上25km未満である場合	23,000円を限度に支給 非課税12,900円、課税10,100円
	通勤距離が片道10km以上15km未満である場合	15,000円を限度に支給 非課税7,100円 課税7,900円
	通勤距離が片道2km以上10km未満である場合	11,500円を限度に支給 非課税4,200円 課税7,300円
	通勤距離が片道2km未満である場合	4,000円を支給 全額課税
② 交通機関(電車、バスなど)に使用する、通勤用定期乗車券等	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度額28,000円)	

(注1) 「合理的な運賃等の額」とは、通勤のための運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃又は料金の額をいいます。

(注2) パートタイム労働者の通勤手当は、通勤距離が片道2km未満である場合は1日182円、片道の通勤距離が2km以上10km未満の場合は1日523円、片道の通勤距離が10km以上15km未満の場合は1日682円とします。ただし、課税及び非課税区分は上記表に準ずるものとします。